

# REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



作成：平成 27 年 12 月 2 日

作成者：弁理士 加藤 雅博

【事件名】 分散された写真アルバムの同期装置事件  
【事件種別】 審決取消訴訟  
【事件番号】 平成 26 年（行ケ）第 10231 号  
【裁判所部名】 知財高裁第 2 部  
【判決日】 平成 27 年 8 月 6 日判決  
【キーワード】 進歩性（相違点の認定）

## 【事件の概要】

### 1. 手続きの経緯

原告は、「分散された写真アルバムの集合を自動的に同期させる装置」に関する発明について特許出願をしたところ、拒絶査定を受けた。そこで、原告はこれを不服として拒絶査定不服審判を請求するとともに、手続補正（本件補正）を行ったが、特許庁から請求不成立（進歩性違反）の審決を受けた。本事案は、その審決には取消事由があると主張して、その審決の取り消しを求めたものである。

### 2. 本件発明の内容

#### （1）特許請求の範囲

本件補正後の請求項 5 記載の発明（補正発明）の要旨は、以下のとおりである。

#### 【請求項 5】

分散型ネットワークにおいて、

前記分散型ネットワークに参加しているいずれかのデバイスに格納されている第 1 の写真アルバムであって複数のデジタル写真を含む写真アルバムが修正されたことを検出する手段と、

前記検出結果に基づいて、前記分散型ネットワークに参加している、前記デバイス以外のデバイスに格納されている他の写真アルバムであって前記第 1 の写真アルバムに関係付けられる他の写真アルバムを前記第 1 の写真アルバムに自動的に同期させる手段と、

を備える、分散された写真アルバムの集合を自動的に同期させる装置。

#### （2）効果

「分散型ネットワークにおいて、写真アルバムの集合を自動的に同期させる」との特徴により、複数の機器の間で、保存された写真アルバムの集合に、一貫性を持たせることができるという効果が得られる。（本願明細書段落【0066】、【0067】）

### 3. 審決の概要

#### （1）引用発明

情報提供者 A 乃至 C は、交通情報、天気情報、株価情報その他のリアルタイムで変化するデータや、テキストデータ、画像データ、音声データ、コンピュータプログラムなど（ひとまとまりの情報（例えば、1 のファイル）以下、コンテンツまたはオブジェクトという。）を記憶するデータベース 1 a 乃至 1 c を有する。

データベース 1 a 乃至 1 c に記憶されたオブジェクト（コンテンツ）が更新されると、…、その更新を行うための更新オブジェクト情報が、サーバ 2 に送信され、…サーバ 2 では、その更新オブジェクト情報に基づいて、データベース 3 が更新される。

サーバ 2 は、更新オブジェクト情報を、通信ネットワーク 6 や専用線などを介してミラーサーバ 7 に送信し、ミラーサーバ 7 は、サーバ 2 からの更新オブジェクト情報を受信し、その更新オブジェクト情報に基づいて、データベース 8 を更新する。データベース 3 と 8 との登録内容は、常時、同一になるようになされる。

サーバ 2 及びミラーサーバ 7 は、更新オブジェクト情報を受信端末 5 に送信する。受信端末 5 は、…サーバ 2 及びミラーサーバ 7 からの更新オブジェクト情報を受信し、…その更新オブジェクト情報に基づいてオブジェクトを更新する。

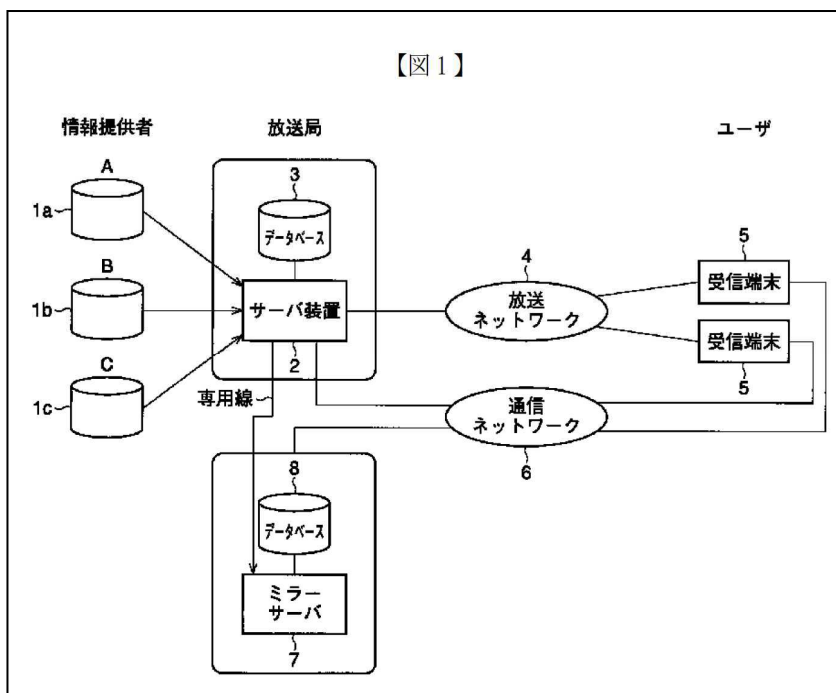
# REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



## (2) 補正発明と引用発明との対比

### 〔相違点〕

補正発明では、コンテンツが「複数のデジタル写真を含む写真アルバム」であるのに対し、引用発明は、コンテンツが「テキストデータ、画像データ、音声データ、コンピュータプログラムなど（ひとまとまりの情報（例えば、1のファイル））」である点。

## (3) 審決の内容

ネットワーク上の記憶装置に、複数のデジタル写真を含むアルバムを記憶しておくことは、本件優先日前において周知の技術である。

引用発明の「コンテンツ」は、「テキストデータ、画像データ、音声データ、コンピュータプログラムなど」であるから、当該コンテンツとしては画像データのコンテンツを含んでいる。

上記引用文献に接した当業者であれば、画像データコンテンツとして上記周知技術であるデジタル写真アルバムを容易に想到し得るものである。

したがって、引用発明において、（画像の）「コンテンツ」を「複数のデジタル写真を含む写真アルバム」とすることにより、相違点の構成とすることは当業者が容易になし得ることである。そうすると、補正発明は、引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものである。

### 【当事者の主張】

- ・ 取消事由 1（引用発明の認定の誤り）
- ・ 取消事由 2（相違点の認定の誤り）  
→ 審決で認定された相違点に加え、新たな相違点があると主張
- ・ 取消事由 3（容易想到性の判断の誤り）

以下では、取消事由 2 について説明する。

### 【裁判所の判断】

#### 取消事由 2（相違点の認定の誤り）について

(1) 補正発明における「第1の写真アルバム」が格納されている「デバイス」とは、請求項の記載上では「分散型ネットワークに参加しているいずれかのデバイス」であればよいから、特定のデバイスに限定されるもの

# REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



ではない。また、「同期させる手段」によって「同期」される「他の写真アルバムであって前記第1の写真アルバムに関係付けられる他の写真アルバム」が格納されている「前記デバイス以外のデバイス」も、請求項の記載上では「分散型ネットワークに参加している」デバイスであればよいから、特定のデバイスに限定されるものではない。

そうすると、ある場合には修正された「第1の写真アルバム」が格納されている「デバイス」が、別の場合には「同期させる手段」によって当該修正に「同期」される写真アルバムが格納されている「デバイス」となることが想定されており、その逆の状況も想定されるから、分散型ネットワークに参加しているデバイスはいずれも、「第1の写真アルバム」が格納されているデバイスとなり得るし、また、「同期させる手段」によって「同期」される写真アルバムが格納されているデバイスとなり得ることとなる。したがって、補正発明の装置においては、分散型ネットワークに参加しているある特定の「デバイス」とそれ以外の「デバイス」との間において、「写真アルバム」変更の検出による関連する他方の「写真アルバム」の自動的な同期が、双方向に行われるものと認められる。

(2) 引用発明は、…、サーバ2及びミラーサーバ7は、更新オブジェクト情報をその都度受信端末5へ提供するが、仮に、受信端末5側においてオブジェクトが変更されたとしても、更新オブジェクト情報が、データベース・サーバないし他の受信端末へ提供されることは想定されていない。すなわち、オブジェクトの変更等の検出による更新オブジェクト情報の提供は、一方向にのみ行われるものと認められる。

(3) そうすると、引用発明は、補正発明における「分散された写真アルバムの集合を自動的に同期させる」との構成、すなわち、ある特定の「デバイス」とそれ以外の「デバイス」と間において、「写真アルバム」変更の検出による関連する他方の「写真アルバム」の自動的な同期を双方向に行う構成に相当する構成を含むものではない。この意味で、補正発明と引用発明との相違点は、補正発明の場合は、「分散型ネットワークにおいて、写真アルバムの集合を自動的に同期させる装置」であるのに対し、引用発明の場合は、「分散型ネットワークにおいて、多数のデータベースへデータを同期させる装置」であると認定すべきである。

審決は、上記認定の相違点の容易想到性を判断せずに補正発明の進歩性を否定したものであるから、特許法29条2項の適用を誤ったものであり、取消しを免れない。

## 【考察&私見】

・本判決では、補正発明においては写真アルバムの同期が「双方向」に行われていると認定され、引用発明においては更新オブジェクト情報の提供（同期）が「一方向」にのみ行われていると認定されている。そして、これら認定された「双方向」と「一方向」とが、補正発明と引用発明との相違点として認定されたものとなっている。

しかしながら、補正発明には、そもそも「双方向」という要件は含まれていない。また、引用発明の明細書中には、同期が「一方向」にのみ行われる旨の記載はない。つまり、本判決では、裁判所がクレームや明細書中に記載のないこれらの要件（つまり「双方向」及び「一方向」）をわざわざ持ち出し、補正発明と引用発明との間に相違点をつくり出したものとなっている。ただ、このような相違点の認定の仕方には違和感を感じざるをえず、裁判所の判断が本当に妥当であったのか疑問の残るところである。

・また、審査基準には、進歩性判断の際に行う「請求項に係る発明の認定」について次のように行うことが記載されている。

「審査官は、請求項に係る発明を請求項の記載に基づいて認定する。また、審査官は、明細書又は図面に記載があっても、請求項には記載されていない事項は、請求項には記載がないものとして請求項に係る発明の認定を行う。」

この審査基準の記載によれば、本来補正発明の認定に際して、請求項中に記載のない「双方向」という要件を持ち出すべきではなかったといえる。したがって、特に、補正発明の認定についてはこの点からも疑問の残るところであり、そうすると、やはり上述した裁判所による補正発明と引用発明との相違点に関する判断が妥当であったか疑問の残るところである。

以上